

(2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】 (刑事施設における薬物依存離脱指導の実施) 刑事施設においては、従前から、薬物事犯受刑者に対し、再乱用防止に向けた指導の一環として薬物乱用防止教育等が行われていたが、法令上の根拠が明確でなかったため、受刑者に対して指導を強く働きかけることが困難な状況にあり、指導方法についても、講義方式が中心で指導対象者が受け身になりやすいなどの問題点が指摘されていた。</p> <p>このようなことから、監獄法（明治41年法律第28号）が刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号。現在の刑事収容施設法）に改正されて受刑者処遇の充実強化が図られ、その中で、刑事施設においては、被害者感情の理解、心身の健康増進等を内容とする一般改善指導に加え、受刑者の各種指導に関する訓令第5条第2項等の規定に基づき、特別改善指導（注）を実施することとされたところである。このうち、麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があると認められる受刑者については、特別改善指導の一つとして、薬物依存離脱指導を実施することとされた。</p> <p>（注） 特定の事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その有する事情の改善を図る指導をいう。</p>	<p>表1-(1)-⑨ (再掲)</p>
<p>また、刑事施設の長は、受刑者の集団編成に関する訓令（平成18年5月23日付け矯成訓第3314号）第4条の規定に基づき、受刑者ごとに、実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗を示す指標（以下「処遇指標」という。）を指定することとされ、薬物依存離脱指導の対象者は、「R1」と指定された受刑者（以下「R1指定者」という。）とされている。</p> <p>なお、刑事施設からの仮釈放者は、更生保護法第40条の規定に基づき、仮釈放期間中は保護観察に付されることとされており、保護観察所においても、覚せい剤事犯者処遇プログラムにより覚せい剤事犯者に対する指導が実施されている。</p>	<p>表1-(2)-①</p>
<p>(実践プログラムに基づく薬物依存離脱指導の実施) 法務省は、薬物依存離脱指導の実施に当たって、各刑事施設に対して「改善指導の標準プログラムについて」（平成18年5月23日付け矯成第3350号矯正管区長・行刑施設の長あて矯正局長依命通達）を発出し、薬物依存離脱指導に関する指導項目、指導方法、指導時間数、指導期間、指導に当たって配慮すべき事項等を定めた薬物依存離脱指導の標準プログラムを示している。</p> <p>また、各刑事施設では、受刑者の各種指導に関する訓令第6条及び第7条の規定により、法務省が定める薬物依存離脱指導の標準プログラムに基づき、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗並びに指導に必要な知識及び技能を習得している職員の数等の施設の実情を考慮して、それぞれ指導の目標、期間、単位時間、単元、</p>	<p>表1-(2)-②</p>

<p>項目等を定めた実践プログラムを作成した上で、これに基づき、薬物依存離脱指導を実施することとされている。</p> <p>なお、標準プログラム等においては、薬物依存離脱指導の指導方法として、可能な限りグループワーク（8人から10人程度）とすることとされている。</p> <p>（犯罪傾向の進度に応じた受刑者及び刑事施設の区分）</p> <p>刑事施設に収容された受刑者については、上述のとおり、受刑者ごとに処遇指標を指定することとされており、犯罪傾向の区分として、犯罪傾向が進んでいない「処遇指標A」と指定される者（以下「A指標受刑者」という。）と、犯罪傾向が進んでいる「処遇指標B」と指定される者（以下「B指標受刑者」という。）に区別されている。</p> <p>これらの処遇指標の判定基準については、「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」（平成18年5月23日付け矯正第3315号矯正管区長・矯正施設の長あて矯正局長依命通達）において、①児童自立支援施設又は少年院の収容歴が1回以内で、かつ、受刑のために刑事施設等に入所したことがないこと、②最近1年以内に著しい薬物等の依存が認められないこと等の基準のすべてに該当する者をA指標受刑者とし、それ以外の者をB指標受刑者とするものとされている。</p> <p>一方、刑事施設は、受刑者の集団編成に関する訓令第7条の規定に基づき、施設ごとに、受刑者の処遇指標に対応する処遇区分が指定されており、i) 原則的にA指標受刑者に対する処遇を実施する施設（以下「A指標施設」という。）、ii) 原則的にB指標受刑者に対する処遇を実施する施設（以下「B指標施設」という。）、iii) A指標受刑者及びB指標受刑者に対する処遇を実施する施設の3種類に区別されている。</p>	<p>表1-(2)-③</p>
<p>（R1指定者に対する早期の薬物依存離脱指導の重要性）</p> <p>薬物乱用者に対する処遇については、「法務総合研究所研究部報告27」において、できるだけ早期に開始することが効果的であるとされているところである。同様に、「平成21年版犯罪白書」（法務省）においても、覚せい剤取締法違反による刑事施設への入所が初めての者は、改善更生の余地を十分に残している者も比較的多いことから、これらの者に対して有効な再犯防止対策を講じることが刑事政策上重要であるとされている。</p>	<p>表1-(1)-⑬ （再掲） 表1-(2)-④</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、調査した13刑事施設（A指標施設7施設（刑務所4施設、拘置所3施設）、B指標施設4施設（4刑務所）、A指標受刑者及びB指標受刑者に対する処遇を実施する施設2施設（2刑務所））における、薬物依存離脱指導の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>13刑事施設における、平成20年に出所したR1指定者1,440人（他施設へ移</p>	<p>表1-(2)-⑤</p>

送された者は除く。) についての薬物依存離脱指導の実施率をみると、実施率100%を達成しているものは4施設のみで、13施設全体の実施率は51.0%にとどまっております。20年の1年間で、薬物依存離脱指導を受けないまま施設を出所した者が、9施設合計で706人(49.0%)みられた。

このうち、A指標施設7施設における薬物依存離脱指導の実施率をみると、実施率100%を達成しているものは3施設のみで、7施設全体の実施率は74.2%にとどまっております。平成20年の1年間で、薬物依存離脱指導を受けないまま施設を出所した者が、4施設合計で96人(25.8%)みられた。

このように、調査した13刑事施設においては、薬物依存が認められ、R1指定者とされているにもかかわらず、薬物依存離脱指導を受けないまま出所する受刑者が多数みられる状況となっている。

しかし、特に薬物乱用の早期段階にある者が多いとみられるA指標受刑者については、B指標受刑者に比べて改善更生の可能性が期待できることから、薬物の害悪や依存性をしっかりと認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考えさせることが重要であり、重い疾病又は障害などにより指導が困難な者を除き、確実に薬物依存離脱指導が行われる必要があると考えられる。

また、調査した13刑事施設においては、薬物依存離脱指導が実施されずに仮釈放となったA指標受刑者について、薬物の再乱用防止に関する指導の実施を保護観察所に対して通知するなどの対応は行っていない(後述1(3)参照)。

これらのA指標受刑者については、刑事施設と保護観察所が連携を図り、刑事施設から保護観察所に対し、当該受刑者の薬物依存離脱指導の未実施について通知するなどして、原則として、少なくともいずれかの機関において薬物の再乱用防止に関するプログラムによる指導の実施を確保することが必要である。

一方、B指標施設4施設についてみると、R1指定者数(平成20年末現在)が500人以上と多い施設が3施設あり、4施設全体の平成20年に出所したR1指定者に対する薬物依存離脱指導の実施率は32.0%にとどまっている。しかしながら、これらの施設の中には、i) おおむね8人から10人程度で実施することとされているグループワークの人数について、指導対象者の主体性を重視するとの理由から3人ないし5人と少なく設定している例や、ii) 指導対象者を仮釈放となる可能性が高い者に限定し、1クール5週間のグループワークを年間3クールしか実施しておらず、グループワークが長期間未実施となっている例がみられた。

これらについては、グループワークの人数の見直しや指導対象者の拡大による年間実施クール数の増加などにより、指導の実施率の向上を図る余地があると考えられる。

表1-(2)-⑤
(再掲)

表1-(2)-⑥

【所見】

したがって、法務省は、刑事施設における薬物事犯者に対する薬物依存離脱指導の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① R1指定者のうちA指標受刑者については、原則として、薬物依存離脱指導を全員に対して実施すること。

なお、仮釈放により薬物依存離脱指導の実施が困難となったA指標受刑者については、刑事施設から保護観察所に対し、当該受刑者の薬物依存離脱指導の未実施について通知するなどして、原則として、少なくともいずれかの機関において薬物の再乱用防止に関する指導の実施を確保できるようにすること。

② R1指定者のうちB指標受刑者についても、薬物依存離脱指導の実施方法を見直すなどにより、可能な限り、指導の実施率の向上に努めること。

(説明)

表 1 - (2) - ① 矯正処遇の種類に応じた処遇指標に関する規定

○ 受刑者の集団編成に関する訓令（平成 18 年 5 月 23 日付け矯成訓 3314 号法務大臣訓令）

<抜粋>

(処遇指標の指定)

第 4 条 受刑者には、処遇指標（受刑者に実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗を示す指標をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

- 2 処遇指標の区分及び符号は、別表のとおりとする。
- 3 処遇指標は、受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

別表 処遇指標の区分及び符号

1 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容	符号	
作業	一般作業	V 0	
	職業訓練	V 1	
改善指導	一般改善指導	R 0	
	特別改善指導	<u>薬物依存離脱指導</u>	<u>R 1</u>
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
就労支援指導	R 6		
教科指導	補習教科指導	E 1	
	特別教科指導	E 2	

2～3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-② 薬物依存離脱指導の実践プログラム及び標準プログラムに関する規定

○ 改善指導の標準プログラムについて（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3350 号矯正管区長・
行刑施設の長あて矯正局長依命通達） <抜粋>

○ 別紙 1 薬物依存離脱指導の標準プログラム

1 指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせること。

2 対象者

麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者とする。

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

- (1) 薬物の薬理作用と依存症
- (2) 薬物を使用していたときの状況
- (3) 薬物使用に関する自己洞察
- (4) 薬物使用の影響
- (5) 薬物依存からの回復
- (6) 薬物依存離脱に関する今後の決意
- (7) 再使用防止のための方策
- (8) 出所後の生活の留意事項と社会資源の活用

4 指導方法

- (1) 可能な限りグループワークとするが、講義、視聴覚教材視聴、課題学習、討議、個別面接等の方法を適宜組み合わせる行うこと。
- (2) グループワークを実施するに当たっては、適切な指導者の指導の下、受刑者に自らの薬物乱用の経験や影響等について自主的に話し合わせることを通じて、薬物に手を出さずに生活していくための具体的な方法を考えさせるよう努めること。

5 指導を行う者

- (1) 職員
- (2) 民間協力者
ア 薬物依存からの回復を目指す民間自助団体の協力を得るよう努めること。
イ 医師や薬剤師等の医療関係者、警察関係者等、薬物問題に関する専門家等の協力を得るよう努めること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

- (1) 指導時間数
1 単元 50 分、12 単元を標準とすること。
- (2) 頻度
各単元ごとに適当な間隔を空けること。
- (3) 期間
3 か月から 6 か月を標準とすること。

7 指導に当たって配慮すべき事項

- (1) 具体的な指導内容及び方法については、別表「薬物依存離脱指導カリキュラム」を基準とすること。
- (2) 民間自助団体の協力を得た指導が当面実施できない場合においても、講義や視聴覚教材の視聴等の受動的な指導に偏ることなく、意見発表、討議等の受刑者自身に考えさせる方法を積極的に取り入れたり、民間自助団体、専門機関等に職員を派遣して職員の指導力の向上を図り、及び当該団体等との連携を図るなど、指導内容及び方法の充実に配慮すること。

別表 薬物依存離脱指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	・講義 ・薬物使用チェックリスト作成
薬物の薬理作用と依存症	薬物の薬理作用と依存状態が形成される過程、回復のための方法など薬物依存症について理解させる。	・講義 ・視聴覚教材の視聴
薬物を使用していたときの状況	グループワークの方法を説明し、共通する問題を全員で真しに考える構えを持たせる。薬物を使用していたときの状態を振り返らせる。	・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク
薬物使用に関する自己洞察	どんなときに薬物を使用していたのかを考えさせ、薬物に依存する背景を明確にし、自己理解を深めさせる。	・グループワーク
薬物使用の影響	薬物使用の良いところばかりでなく、周りに掛けた迷惑や引き起こした問題、社会的責任など、薬物使用以外にも問題点があることに気付かせ、罪障感を喚起する。	・視聴覚教材の視聴 ・グループワーク
薬物依存からの回復	依存症の認識と再使用を防止するための方策を考える姿勢を持たせる。やめ続けることに成功した人たちとその活動について紹介し、依存症からの回復への希望を持たせる。	・視聴覚教材の視聴 ・講話 ・グループワーク ・読書指導
薬物依存離脱に関する今後の決意	薬物使用の損得について具体的かつ現実的に考えさせ、薬物使用と自分自身のこれからの人生に関する洞察を深めさせる。	・グループワーク
再使用防止のための方策(危機場面について)	再使用防止の方策を考える第一段階として①再使用のおそれのある場面や状況、②薬物に頼りたくなる場面や状況を具体的に考える。	・グループワーク
再使用防止のための方策(対処スキルについて)	再使用のおそれのある場面や状況に関し、①薬物に頼らずに回避する方法、②その方法を身に付けるためにはどうすればよいかを考える。	・グループワーク ・SST
出所後の生活の留意事項と社会資源の活用	出所後の留意事項について注意を喚起するとともに、民間自助グループの活動について情報提供する。	・講義 ・視聴覚教材の視聴

○ 受刑者の各種指導に関する訓令 <抜粋>

(実践プログラム)

第6条 特別改善指導は、実践プログラム(受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗、指導に必要な知識及び技能を習得している職員の数、民間の篤志家等による協力の状況その他の刑事施設の実情を考慮して定める各種指導のプログラムをいう。以下同じ。)に基づき行うものとする。

2 実践プログラムは、特別改善指導の種類ごとに、刑事施設の長が定める。ただし、刑事施設の長は、必要があると認めるときは、その種類を細分し、その細分ごとに実践プログラムを定めることができる。

3 実践プログラムの内容は、指導計画(実践プログラムごとの指導の目標、期間、単位時間、単元、項目、内容、方法、指導者等を定める計画をいう。以下同じ。)及び指導案(単元ごとに作成する具体的な指導内容等を定めるものをいう。以下同じ。)とする。

4～6 (略)

(標準プログラム)

第7条 特別改善指導の実践プログラムは、標準プログラム(実践プログラムの標準となるプログラムをいう。以下同じ。)に基づき作成するものとする。

2 標準プログラムは、特別改善指導の種類ごとに、矯正局長が定める。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ③ 犯罪傾向の進度に応じた受刑者の処遇指標及び刑事施設の処遇区分に関する規定

○ 受刑者の集団編成に関する訓令 <抜粋>

(処遇指標の指定)

第 4 条 受刑者には、処遇指標（受刑者に実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進度を示す指標をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

2 処遇指標の区分及び符号は、別表のとおりとする。

3 処遇指標は、受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

第 5 条、第 6 条 (略)

(処遇区分の指定等)

第 7 条 刑事施設及び少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により刑の執行を受ける受刑者を収容する少年院（以下「刑事施設等」という。）には、処遇指標に対応する処遇区分（刑事施設において実施することができる矯正処遇の種類及び内容並びに刑事施設等において収容することができる属性及び犯罪傾向の進度の区分をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

2 処遇区分は、刑事施設ごとに、矯正局長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、矯正管区の長は、特に必要と認める場合には、矯正局長の認可を受けて、その管轄区域内の刑事施設等の一部について、異なる処遇区分を指定することができる。

(以下略)

別表 処遇指標の区分及び符号

1、2 (略)

3 犯罪傾向の進度

犯罪傾向の進度	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

○ 受刑者の集団編成に関する訓令の運用について（平成 18 年 5 月 23 日付け矯成第 3315 号矯正管区長・矯正施設の長あて矯正局長依命通達） <抜粋>

1 (略)

2 処遇指標の判定基準（訓令第 5 条関係）

(1)、(2) (略)

(3) 犯罪傾向の進度の判定基準は、別表 2 のとおりとすること。

3 (略)

4 刑事施設等の処遇区分（訓令第 7 条関係）

処遇区分は、別表 3 のとおりとすること。

別表 1 (略)

別表 2 犯罪傾向の進度の判定基準

着眼点	A 指標	B 指標
施設収容歴	<u>児童自立支援施設又は少年院の収容歴が 1 回以内で、かつ、受刑のために刑事施設等に入所したことがないか、又は受刑のために刑事施設等に入所したことがあっても、出所から 5 年以上を経過しており、その間、悪質な犯罪行為が認められない。</u>	児童自立支援施設若しくは少年院の収容歴が 2 回以上あり、又は受刑のために刑事施設等に入所したことがあり、かつ、最近の出院若しくは出所から 5 年を経過していないか、又は 5 年以上を経過してはいるが、その間、悪質な犯罪行為が認められる。

反社会性集団への所属性	どのような反社会性集団にも所属したことがない、又は反社会性集団に所属したことはあるが、周縁的構成員であり、かつ、所属期間が1年未満である。	反社会性集団の中心的構成員であるか、又は同集団の周縁的構成員であるが、所属期間が1年以上である。
犯行の態様	犯行が偶発的又は機会的である。	犯行が習慣的又は計画的である。
習癖と生活態度	最近1年以内に、著しい薬物、アルコール等の依存、放浪・徒食癖が認められない。	最近1年以内に、著しい薬物、アルコール等の依存、放浪・徒食癖が認められる。
<p>(使用要領)</p> <p>1 犯罪傾向の進度に係る判定は、本表のすべてのA指標に該当する者をAと判定し、また、本表の1以上のB指標に該当する者をBと判定すること。(以下略)</p> <p>別表3、4 (略)</p>		

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-④ 「犯罪白書」における刑事施設への初入者（覚せい剤事犯者）に対して薬物依存離脱指導等の再犯防止策を講じることの重要性に関する記述

○ 平成 21 年版犯罪白書（法務省） <抜粋>

第 7 編 再犯防止施策の充実

第 3 章 窃盗・覚せい剤事犯に係る再犯の実態

第 2 節 受刑者と再犯

1 調査の概要

前節の冒頭に記したように、窃盗及び覚せい剤取締法違反は、再犯性が高く、また、これらの犯罪を繰り返す者の多くは、初回の裁判では執行猶予の判決を受け、2 回目の裁判で実刑判決を受けている（略）。

これらの犯罪により受刑するに至った者について見ると、初入者（刑事施設への入所度数が 1 度の者をいう。以下、この節において同じ。）と比べ、2 入者（刑事施設への入所度数が 2 度の者をいう。以下、この節において同じ。）の 5 年内再入率は顕著に高く、2 入者のうち半数以上が 5 年以内に再び受刑している（略）。こうした実態を踏まえ、また、初入者には、改善更生の余地を十分に残している者も比較的多いことも考慮すると、これらの犯罪による初入者を再び刑事施設に入所させないように有効な再犯防止策を講じることが、刑事政策上、重要であるし、大きな意義もあるといえる。

そこで、今回、窃盗及び覚せい剤取締法違反の初入者及び 2 入者を対象として、受刑にまで至った者の問題性を分析することを目的として、（略）犯罪に至った動機・原因、背景事情、生活状況、対象者の意識等について特別調査を行った。（略）

2 （略）

3 覚せい剤受刑者

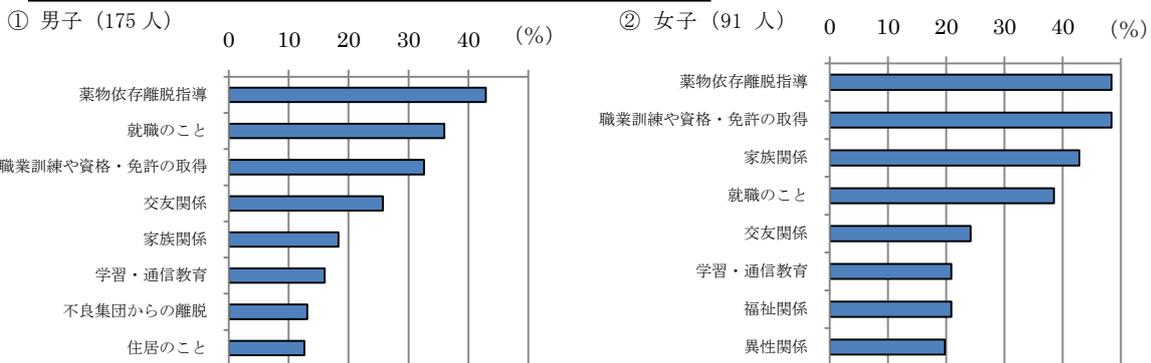
(1)～(4) （略）

(5) 改善更生のための処遇等に関する意識（2 入者）

7-3-2-3-15 図は、2 入者に限って、初入時に受けていれば更生に役立ったと考える助言・指導等についての回答結果を、男女別に選択率の高い順（上位 8 項目）に見たものである。

男女共に、平成 18 年度に導入された特別改善指導である「薬物依存離脱指導」を挙げた者が最も多く、「薬物依存離脱指導」に対する覚せい剤受刑者の関心や期待の高さを反映しているものとみられる。（以下略）

7-3-2-3-15 図 更生に役立つと思う助言・指導等（男女別）



(注) 1 法務総合研究所の調査による。
 2 それぞれの項目について該当すると回答（複数回答）した者の比率を見たものである。
 3 2 入者に限る。
 4 () 内は、実人員である。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ⑥ B 指標施設において薬物依存離脱指導の実施率向上のための改善の余地がある例

刑事施設名	薬物依存離脱指導の実施率	実践プログラムの内容等	事例の概要
札幌刑務所	15.8% (平成 20 年に 出所した R 1 指定者 152 人 中 128 人に指 導を未実施)	90 分×5 単元 4 か月 1 クール 3 人～ 5 人	<p>グループワークの人数について、標準プログラムには特段の定めはないが、法務省では、「6 人～12 人程度の少人数集団であることが望ましい。」とする専門家の知見に基づき、おおむね 8 人～10 人程度の小集団とするよう、研修の機会等を利用して各刑事施設に対して指導を行っている。</p> <p>しかし、札幌刑務所では、外部講師（民間リハビリ施設職員）との協議の結果、「グループの人数が多いと、指導対象者が傍観者のになり、主体的な参加ができない。」として、グループワークの人数を 3 人～5 人と少なく設定している。</p> <p>このため、同刑務所では、R 1 指定者数が多い（平成 20 年末現在 585 人）にもかかわらず、現行の指導方法（4 クール同時並行で年間 12 クール実施）は、年間最大でも 60 人に対してしか指導できないものとなっており、多くの R 1 指定者が薬物依存離脱指導を受けず出所している。</p>
福岡刑務所	14.4% (平成 20 年に 出所した R 1 指定者 362 人 中 310 人に指 導を未実施)	A コース： 60 分×12 単元 6 か月 1 クール 10 人 B コース： 60 分×5 単元 5 週間 1 クール 7 人	<p>福岡刑務所では、A コース及び B コースの 2 種類のグループワークによる指導を並行実施している。</p> <p>しかし、このうち、B コース（1 クール 5 週間）については、指導対象者を仮釈放となる可能性が高い者に限定しているため、平成 20 年度の指導実績は、3 クール 21 人とどまっております、指導を行っていない期間が約 8 か月生じている。</p> <p>福岡刑務所では、現在の職員体制を強化しなくとも、B コースの指導対象者を上記以外の者にも拡大し、実施クール数を増加させることは十分可能であると説明している。</p>

(注) 当省の調査結果による。